

特定粉じん排出等作業について

岡山市環境保全課

大気汚染防止法（以下「法」という。）が令和3年度より順次改正され、石綿（アスベスト）に関する規制が強化（規制対象拡大、事前調査結果の報告義務、資格者による事前調査等）されています。吹付け石綿等を除去する作業などは、引き続き事前に届出が必要となりますので、ご注意ください。

□ 言葉の定義（法第2条等抜粋）

特定建築材料	吹付け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で政令で定めるもの
特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料	吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材
特定粉じん排出等作業	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業（以下「解体等工事」という。）のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので政令で定めるもの
特定工事	特定粉じん排出等作業を伴う建設工事
届出対象特定工事	特定工事のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料として政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業を伴うもの

1 届出が必要となる作業（届出対象特定工事）

吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業

2 届出

届出者	発注者又は自主施工者
提出期限	特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前 (期間の起算上、期間の初日は含みません。)
提出部数	2部（正本とその写し）
様式	様式第3の5（法施行規則第10条の4第1項）
添付書類	① 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 ② 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 ③ 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所 ④ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

	⑤ 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図（主要寸法、隔離された作業場の容量（m ³ ）並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を含む。） ※詳細は、施行規則の規定や様式の備考をご参照ください。
用紙の大きさ	図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4
提出先 問合せ先	岡山市環境局環境部環境保全課大気騒音係 〒700-8554 岡山市北区大供1丁目2番3号 TEL (086)803-1280 FAX (086)803-1887

3 建築材料の種類（例）

建材種類	届出対象		届出対象外	
	石綿吹付け材	石綿含有保温材等	石綿含有成形板等	石綿含有仕上塗材
対象石綿含有建材	① 吹付け石綿	【石綿含有耐火被覆材】 ① 耐火被覆板	<ul style="list-style-type: none"> ・スレートボード ・スレート波板 ・けい酸カルシウム板第1種 ・せっこうボード ・ビニル床タイル ・パッキン等 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築用仕上げ塗材 (吹付けパーミキュライト、吹付けパーライトは除く) ・建築用下地調整塗材
	② 石綿含有吹付けロックウール(乾式)	② けい酸カルシウム板第2種		
	③ 湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付けロックウール(湿式))	【石綿含有断熱材】 ① 屋根用折板裏石綿断熱材 ② 煙突用石綿断熱材		
	④ 石綿含有吹付けパーミキュライト	【石綿含有保温材】 ① 石綿保温材 ② けいそう土保温材 ③ 石綿含有けい酸カルシウム保温材 ④ パーミキュライト保温材 ⑤ パーライト保温材 ⑥ 不定形保温材（水練り保温材）		
	⑤ 石綿含有吹付けパーライト			

4 その他の解体等工事に関する法の規定

特定粉じん排出等作業の作業基準	法第18条の14
解体等工事に係る調査及び説明等	法第18条の15
1項：事前調査・発注者への説明（元請業者） 2項：調査協力（発注者） 3項：調査記録・保存（元請業者） 4項：事前調査・調査記録・保存（自主施工者） 5項：調査結果の備え置き・掲示（元請業者、自主施工者） 6項：調査結果報告（元請業者、自主施工者）	
特定工事の発注者等の配慮等	法第18条の16
特定粉じん排出等作業の実施の届出	法第18条の17
特定建築材料の除去等の方法	法第18条の19
作業基準の遵守義務	法第18条の20
作業基準適合命令等	法第18条の21
下請負人に対する元請業者の指導	法第18条の22
特定粉じん排出等作業の結果の報告等	法第18条の23

5 石綿の飛散及びばく露防止対策の概要（届出対象特定工事に限る。）

石綿含有建材除去等の工法	切断等による除去				切断等によらない除去			封じ込め、囲い込み	
	切断等を伴う		切断等を伴わない※2						
建築材料の種類	吹付け材		保温材等		屋根用折板裏断熱材	保温材等	配管保温材	吹付け材保温材等	
石綿含有建材除去等時の飛散防止方法	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法※1	作業場を負圧隔離養生等	特殊工法※1	断熱材を折板につけたまま除去	湿潤化して原形のまま取り外し	非石綿部での切断による除去	作業場を負圧隔離養生等	作業場を隔離養生等
事前調査	要								
事前調査結果の報告	要								
事前調査結果の備置き	要								
作業計画の作成	要								
法の届出	要						—※3	要	
事前調査結果の揭示	要								
隔離	負圧隔離養生	グローブバッグ	負圧隔離養生	グローブバッグ	隔離養生※4	隔離養生※4	—	負圧隔離養生	隔離養生※4
前室の設置	要	不要	要	—			要	—	
負圧確保、集じん・排気装置設置	要	高性能真空掃除機	要	高性能真空掃除機	—			要	—
機器による漏えい確認	要	必要に応じて	要	必要に応じて	—			要	—
負圧の確認	要	—	要	—			要	—	
湿潤化	要						通常不要	要	
清掃	要						通常不要	要	
取り残し等の確認	要								
粉じん飛散防止処理	要						—	要	
隔離解除のための粉じん飛散状況の確認	要	—	要	—			要	—	
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要								

※1 グローブバッグなど（本表はグローブバッグの場合を想定しています。）

※2 吹付け材の囲い込み、または保温材等の封じ込め若しくは囲い込みの場合のみ。吹付けの封じ込めを行う場合は、切断等の有無に係らず作業場の負圧隔離養生等を行ってください。

※3 労働基準監督署長への届出は必要。

※4 劣化による飛散が想定される場合は、負圧隔離養生等を行ってください。また、劣化により切断等によらない工法で除去等を行うことが難しい場合は、切断等による工法で除去を行ってください。